

安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正に係る審議（第1回）

1. 日時

平成29年5月30日（火） 10時35分～11時45分

2. 場所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、根本敏則、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

大臣官房 運輸安全監理官室：三上運輸安全監理官ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 菅井審議官、川崎調査官、鈴木課長補佐

4. 議事概要

- 大臣官房運輸安全監理官が、安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の改正について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① 「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針（案）」に、今後概ね5年間で運輸安全マネジメント評価を行う貸切バス事業者数の目安が記載されているが、現行の運輸安全調査官の人数で対応可能なのか。
  - ② 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（案）」の「標題」と「1. ガイドラインの位置付け」は現行と同様であるが、今回改正する趣旨を踏まえ、もう少し積極的な文言にする方が望ましいのではないか。
  - ③ 「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（案）」内のチェックリストに関し、記載例があった方が分かりやすいのではないか。
  - ④ 「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン（案）」は、中小規模自動車運送事業者の意見を聞いた上で作成したのか。

等についての質問があった。

これに対し、大臣官房運輸安全監理官からは、

- ① 運輸安全調査官の評価実施体制を工夫することで対応予定。
- ② ご指摘を踏まえ、運輸安全確保部会にて検討する。
- ③ 判定欄の記載例は記載済み。特記事項の記載例も検討する。
- ④ 事業者団体には照会済みである。また、中小規模貸切バス事業者への評価結果を踏まえて作成している。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。